

第1回福岡市コミュニティ施策推進委員会

平成21年8月3日午後3時～
市役所1504会議室

< 次 第 >

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 設置要綱、傍聴要領の決定
- 4 会長、副会長の選出
- 5 審議等
 - (1) 本委員会における審議内容等について . . . 資料1
 - (2) これまでの取り組み及び今後の予定について . . . 資料2
 - (3) その他
- 6 閉会

[資 料]

委員会設置関係資料

- ・福岡市コミュニティ施策推進委員会委員名簿
- ・福岡市コミュニティ施策推進委員会設置要綱、傍聴要領（案）

審議等資料

- ・資料1 : 「福岡市コミュニティ施策推進委員会」設置の趣旨及び審議内容
- ・資料1 [別紙] : 進行管理項目（案）
- ・資料2 : これまでの取り組み及び今後の予定（主なもの）
- ・資料2 [別紙1] : 「第1回福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」資料（抜粋）
- ・資料2 [別紙2] : 「市からコミュニティへの依頼等の見直し」の状況
- ・資料2 [別紙3] : 「区レベル各種団体の見直し」の状況
- ・平成21年度の主なスケジュール

参考資料

- ・冊子「コミュニティに関する今後の取り組み」（平成21年4月）
- ・冊子「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」（平成19年10月）
- ・冊子「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第2次）」（平成20年10月）

「福岡市コミュニティ施策推進委員会」委員名簿

氏名	区分	備考
荒瀬 泰子	区長	早良区長
石森 久広	学識経験者	西南学院大学法科大学院教授
緒方 博	公民館館長	福岡市公民館館長会会長 博多区公民館館長会会長 美野島公民館館長
田代 倫子	地域活動実践者	南区男女共同参画連絡会会長
十時 裕	地域活動実践者	福岡市地域活動アドバイザー
原田 陽次	自治協議会等会長	福岡市自治協議会等7区会長会副会長 中央区自治協議会等代表者会会長 高宮校区自治協議会会長
福山 誠	自治協議会等会長	福岡市自治協議会等7区会長会会長 博多区自治協議会長連絡協議会会長 東住吉校区自治協議会会長

(敬称略、五十音順)

福岡市コミュニティ施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市及びコミュニティ（自治協議会、自治会・町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織等をいう。）が行う、コミュニティの自治の確立及びコミュニティと市の共働に向けた取り組みを推進するため、「福岡市コミュニティ施策推進委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) コミュニティの自治の確立に関すること。
- (2) コミュニティと市の共働に関すること。
- (3) その他、コミュニティに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 自治協議会等会長 2名
- (3) 公民館館長 1名
- (4) 地域活動実践者 2名
- (5) 区長 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年 月 日から施行する。

福岡市コミュニティ施策推進委員会傍聴要領（案）

（平成 21 年 月 日付推進委員会決定）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、福岡市コミュニティ施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（受付）

第 2 条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、自己の氏名を別紙の受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開催の 30 分前に開始し、会議の開催の 10 分前に終了するものとする。

（定員）

第 3 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として 5 人とする。

2 前条第 2 項の規定にかかわらず、傍聴希望者の受付の終了時刻の前に傍聴人が定員に達した場合は、その時点で受付を終了するものとする。

（会議場に入ることができない者）

第 4 条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

（傍聴人が守るべき事項）

第 5 条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命じることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命じることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年 月 日から施行する。

福岡市コミュニティ施策推進委員会
傍聴希望者受付簿

氏 名	住 所